

大分県報

令和八年
第七三七号
九月十一日

（金曜日）

目次

告 示

大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託 一
大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託 一
公衆浴場入浴料金の指定 一
土地改良区の定款変更認可（二件） 二

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え
八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二

公 告

落札者等の公示（二件） 三
土地改良区の役員の住所の変更 三

○ 告 示

大分県告示第三百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次
のとおり指定公金事務取扱者に大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事
務を委託した。

令和八年九月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会
理事長 高山 やよゐ
大分市大津町二丁目一番四十一号
二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和八年四月一日
三 委託をした日
令和八年四月一日
四 委託期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第三百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次
のとおり指定公金事務取扱者に大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。

令和八年九月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
弁護士法人一番町総合法律事務所

代表社員弁護士 神 崎 浩 昭

東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和八年七月二十二日

三 委託をした日

令和八年七月二十二日

四 委託期間

令和八年七月二十二日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第三百七十二号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第
二条の規定により、次のとおり公衆浴場入浴料金の価格を定める。

令和八年九月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
公衆浴場入浴料金の価格

令和八年九月十一日

大分県報（告示）

大人（十二歳以上の者）	中人（六歳以上十二歳未満の者）	小人（六歳未満の者）
五百三十円	二百円	百円

注 この告示は、大分県公衆浴場法施行条例（昭和四十七年大分県条例第十六号）第二条
第二号に規定するその他の公衆浴場については適用しない。

附 則

- 1 この告示は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 公衆浴場入浴料金の指定に関する告示（令和四年大分県告示第五百十三号）は、廃止す
る。

大分県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改
良区の定款変更を認可した。

令和八年九月十一日

土地改良区名	所 在 地	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
小田井堰土地改良区	佐伯市	認可年月日 令八・九・一

大分県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改
良区の定款変更を認可した。

令和八年九月十一日

土地改良区名	所 在 地	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
長谷緒土地改良区	豊後大野市	認可年月日 令八・九・一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八
十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三
十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和八年九月一日現在で大分県議会議員及び
大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一
の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を
超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た
数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得
た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得
た数）は、次のとおりである。

令和八年九月十一日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の
一の数 一八、二八〇人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営
に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四
十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数
と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合
にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一四、二四五人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者
の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万
を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得
た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ
て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算
して得た数）

大分市	一三〇、九五五人
別府市	三〇、五七一人
中津市	二一、九三九人
日田市	一六、六四四人
佐伯市	一八、一一七人
臼杵市	九、八〇四人

津久見市	四、三〇八人
竹田市	五、三一九人
豊後高田市	五、八〇五人
杵築市	七、三六一人
宇佐市	一四、二七五人
豊後大野市	八、九八六人
由布市	九、一三六人
国東市・姫島村	七、六〇五人
日出町	七、六八四人
九重町・玖珠町	六、一五〇人

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和八年九月十一日

一	落札に係る役務の名称及び数量	大分県知事	佐藤 樹一郎
二	大分県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託一式		
三	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地		
四	大分県総務部デジタル政策課		
五	大分市大手町三丁目一番一号		
六	落札者を決定した日		
七	令和八年七月二十四日		
八	落札者の氏名及び住所		
九	NTT西日本グループ共同体		
一〇	代表者 NTTスマートコネクト株式会社		
一一	代表取締役社長 宮 奥 健 人		
一二	大阪府大阪市中央区淡路町四―二―十三		
一三	落札金額		
一四	一億六千八百三十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
一五	契約の相手方を決定した手続		
一六	総合評価一般競争入札		

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和八年六月五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和八年九月十一日

一	落札に係る物品等の名称及び数量	大分県知事	佐藤 樹一郎
二	防災ヘリコプター用消火タンクシステム一式		
三	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地		
四	大分県会計管理局用度管財課		
五	大分市大手町三丁目一番一号		
六	落札者を決定した日		
七	令和八年七月三十日		
八	落札者の氏名及び住所		
九	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 宮 本 功		
一〇	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先一番地一		
一一	落札金額		
一二	二億二千四百四十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
一三	契約の相手方を決定した手続		
一四	一般競争入札		
一五	一般競争入札の公告をした日		
一六	令和八年六月十九日		
一七	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、仲ノ瀬土地改良区（由布市）から、役員の住所の変更について次のとおり届出があった。		
一八	令和八年九月十一日		
一九	（役員の住所変更）		
二〇	大分県知事	佐藤 樹一郎	
二一	役 名	氏 名	住 所
二二	理 事	渡 邊 啓一郎	由布市湯布院町下湯平八九 五番地の二 〇番地